

◎用途地域の種類と定義

用途地域の具体的な規制としましては、建築物の用途は（建てられる建築物の種類）、密度や形態等であり、都市計画法、建築基準法に基づき定められています。

【具体的な用途地域と定義】

住居系		
第一種低層住居専用地域 低層住宅の専用地域 	第二種低層住居専用地域 小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域 	第一種中高層住居専用地域 中高層住宅の立地を認める住宅の専用地域 

住居系		
第一種住居地域 大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域 	第二種住居地域 住宅地のための地域 	準住居地域 沿道の特性に適した業務と住宅が調和して立地する地域 

商業系	
近隣商業地域 近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 	商業地域 店舗、事務所等の利便の増進を図る地域 

工業系		
準工業地域 環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域 	工業地域 工業の利便の増進を図る地域 	工業専用地域 工業の利便の増進を図るための専用地域 